

# 浜長保険センター安全だより

令和 3 年 6 月 25 日

浜長保険センター 第 55 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

6月



夏至(6月21日)が過ぎ、東京五輪の開幕(7月23日)まで約1か月、新型コロナウイルス感染拡大が懸念中、今後の行方が注目されます。アジサイが美しく、木々の緑の深みも増し、日ごとに夏めいて参りましたが、皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。



無免許運転、免許条件違反など、理解しているようではっきり分からない。そんな身近な交通ルールについて少し掘り下げました。

## 1 無免許運転の禁止(第64条)

無免許運転は、一度も運転免許を取得していない者が運転する場合だけでなく、取得していても免許停止中や有効期限が切れているのに運転した場合も無免許運転になります。

交通ルール(道路交通法)には、「何人も、公安委員会の運転免許を受けないで(運転免許の効力が停止されている場合を含む)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない」と規定されています。

無免許運転になる場合を挙げました。

- (1) 純無免許～一度も免許を取得していない者が運転
- (2) 免許取消中の無免許～免許取消中に運転
- (3) 免許停止中の無免許～免許停止中に運転
- (4) 免許外運転の無免許～免許を取得しているが許可されない自動車を運転(普通一種でタクシー運転)
- (5) 免許交付前の無免許～運転免許試験に合格後、受領せず運転



「免許は、運転免許証を交付して行う」(道交法第92条第1項)と規定、受領により効力が発生する  
**最高裁判所の判例(昭和33年10月21日)**

「運転免許証の交付があったときに初めてその効力が生ずる。現実に交付されていない限り運転試験に合格した者であっても運転資格を持たないものと解すべきである。」

- (6) 免許有効期間経過後の無免許～有効期間(3年又は優良運転者5年)が過ぎているのに全く気が付かないで運転していた(うっかり失効)の場合は、処罰の対象とならず、行政処分の対象にもなりません。信号無視や一時停止などの交通違反には、過失であっても処罰規定がありますが、無免許運転は、過失に対する処罰規定がありません。

## 2 免許条件違反(第91条)と無免許運転の関係



- (1) 「眼鏡等」⇒裸眼で運転すれば、条件違反
- (2) 「AT車に限る」⇒マニュアル車を運転すれば条件違反
- (3) 「普通免許」⇒中型自動車を運転すれば無免許運転



中型自動車とは、車両総重量 7.5トン 11トン未満、最大積載量 4.5トン 6.5トン未満、乗車定員 11人以上 29人未満です。普通自動車は、車両重量 3.5トン未満、最大積載量 2トン未満、定員 10人以下です。

- (4) 「5トン限定準中型免許」⇒車両総重量5トン以上 7.5トン未満の準中型自動車を運転すれば、条件違反、しかし、中型自動車(車両重量 7.5トン以上 11トン未満)を運転すれば、無免許運転
- (5) 「8トン限定中型免許」⇒車両総重量8トン以上 11トン未満の中型自動車を運転すれば、免許条件違反、しかし大型自動車(車両重量 11トン以上、最大積載量 6.5トン以上)を運転すれば、無免許運転 (注) 乗車定員は、準中型自動車 10人以下、中型自動車 11人以上 29人以下です。

